平成30年11月27日
【照会先】
福井労働局労働基準部
健 康 安 全 課 長　久々津真司
地方産業安全専門官　脇本　泰守
電話　0776－22－2657（直通）

報道関係者　各位

北陸４県で冬季無災害運動を推進します

～積雪・凍結による転倒、車・バイクのスリップ事故等防止を呼びかけ～

福井労働局（局長　嶋田悦郎（しまだえつろう））では、冬季の積雪・凍結による転倒、車・バイクのスリップによる労働災害を防止し、さらなる死亡災害及び休業災害の減少を図るため、「冬季無災害運動実施要領」（別添１）を定め、本年も、「冬季無災害運動」を平成30年12月１日から平成31年２月28日まで展開することといたしました。

また、新潟・富山・石川の労働局と共同で作成したポスター及びリーフレット（別添2）を関係団体、事業場等へ配布するなど、北陸地域の冬季の労働災害防止を４局合同で呼びかけてまいります。

別添１

冬季無災害運動実施要領

～路面・作業床の凍結・積雪による転倒災害を防止しましょう～

福井県内においては、例年、冬季における積雪・凍結等に起因して被災する労働者の割合が冬季の死傷者全体の２割を占めている状況にあるが、昨シーズンは、平成 30 年１月の低温と２月の豪雪により大幅に増加し、冬季の労働災害の半分近くを占め、また、手足等を骨折する等の重傷災害が多く発生し、休業が４か月にも至る重篤な労働災害も発生している。

昨シーズンでは、156人もの方が休業４日以上の冬季特有の労働災害に遭い、そのうち積雪・凍結等により転倒された方が120人、屋根の雪下ろし等において墜落・転落された方が15人、車やバイクのスリップ等による交通事故に遭われた方が12人といった状況にある。最も多い転倒災害では、事業場の玄関、屋外通路、駐車場などで発生しており、特に、気温の低い深夜から早朝の出退勤時に凍結又は積雪のある事業場敷地内の駐車場において、多くの転倒災害が発生していた。

年末年始は生活のリズムの変化、荷動きの増加、気象条件（積雪・凍結等）、交通事情等から労働災害が増加する時期であり、職場では、余裕をもった行動と災害防止のための特別な配慮が必要となることから、冬季の積雪・凍結時及び年末年始の非定常作業時等の労働災害防止運動を積極的に展開し、更なる死亡災害及び休業災害の減少を図るため、下記により「冬季無災害運動」を実施する。

記

１ 実施期間

平成30年12月１日から平成31年２月28日まで

２ 主唱者

福井労働局、福井・武生・敦賀・大野労働基準監督署

３ 実施者

各事業者

４ 主唱者の実施事項

（１）労働災害防止団体等に対する協力要請
（２）事業者、労働災害防止団体等が行う労働災害防止活動に対する指導・援助
（３）ポスター、 ホームページ、記者発表等による広報

５ 事業者の実施事項

（１）経営トップによる年末年始時期に係る安全衛生方針の決意表明
（２）安全衛生パトロールの実施
（３）積雪・凍結等による転倒災害防止対策の徹底
（４）交通労働災害防止ガイドラインに基づく冬季の交通労働災害防止対策の推進
（５）屋根の雪下ろし等による墜落・転落防止対策の徹底
（６）除雪機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策の徹底

別添2

冬季 無災害運動推進

運動期間　平成30年12月1日～平成31年２月28日

こんな所が危険です！

冬季特有災害の事故の型では転倒災害が大部分を占め、特に事業場玄関、屋外通路、駐車場で多く発生しています。

冬季特有災害の半数は気温の低い深夜から早朝に発生しており、最高気温が氷点下の日には昼間時間帯にも多く発生しています。翌日が氷点下まで冷え込む前日には、注意喚起をしましょう。

冬季無災害期間前に、照明設備の確認や凍結防止剤・マット等の準備をしましょう。

凍結も圧雪もシャーベットも転倒リスクが潜んでいます

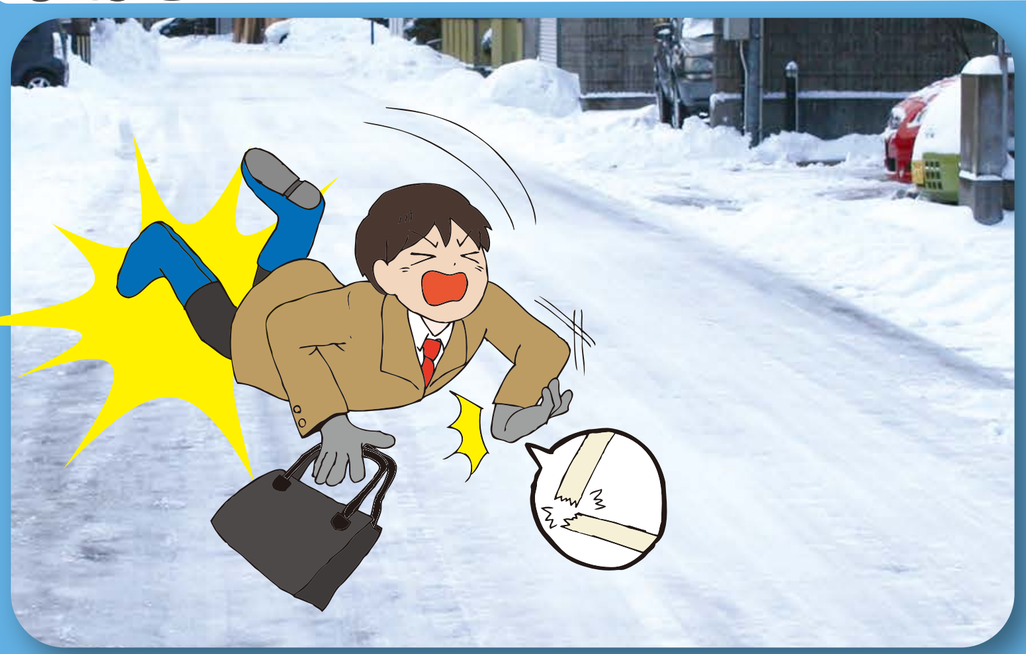

転倒災害防止のポイント

❶屋外通路には、凍結防止剤を散布することにより凍結による転倒災害を防止する。

❷事業場玄関には、転倒防止用シート・マットを敷くことにより、滑りにくくし転倒災害を防止する。

❸夜間・早朝の駐車場から事業場玄関までを安全に歩行できるように、十分な照明設備を備え、転倒災害を防止する。

❹耐滑性の高い靴を履くことで、滑りにくくし転倒災害を防止する。

❺屋外歩行では、両手に荷物を持ったり、ポケットに手を入れるなどせず、万が一転倒しても受け身を取れるようにし、被害を最小限にする。

新潟・富山・石川・福井労働局・各労働基準監督署

冬季特有災害発生状況

	23年12～24年2月	24年12月～25年2月	25年12月～26年2月	26年12月～27年2月	27年12月～28年2月	28年12月～29年2月	29年12月～30年2月
休業4日以上の労働災害発生件数（人）	258	224	210	199	229	207	352
積雪・凍結等による労働災害発生件数（人）	63	41	25	31	34	44	156

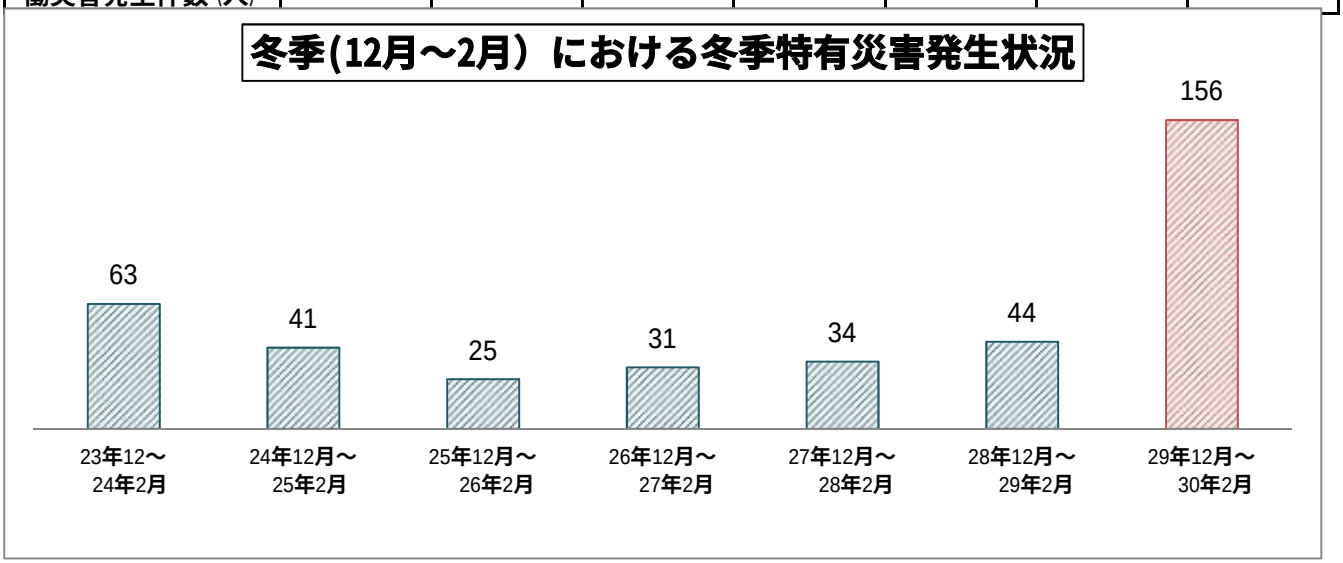

「冬季特有災害」とは、凍結・積雪路面の転倒、車のスリップ事故、除雪中の墜落災害など積雪地域での冬季特有の労働災害（休業4日以上）です。

	平成26～28年度平均	26年12月～27年2月	27年12月～28年2月	28年12月～29年2月	29年12月～30年2月
転倒	28.3	16	29	40	120
墜落・転落	2.3	5	1	1	15
交通事故	2.0	3	1	2	12
その他	3.7	7	3	1	9
合計	36.3	31	34	44	156

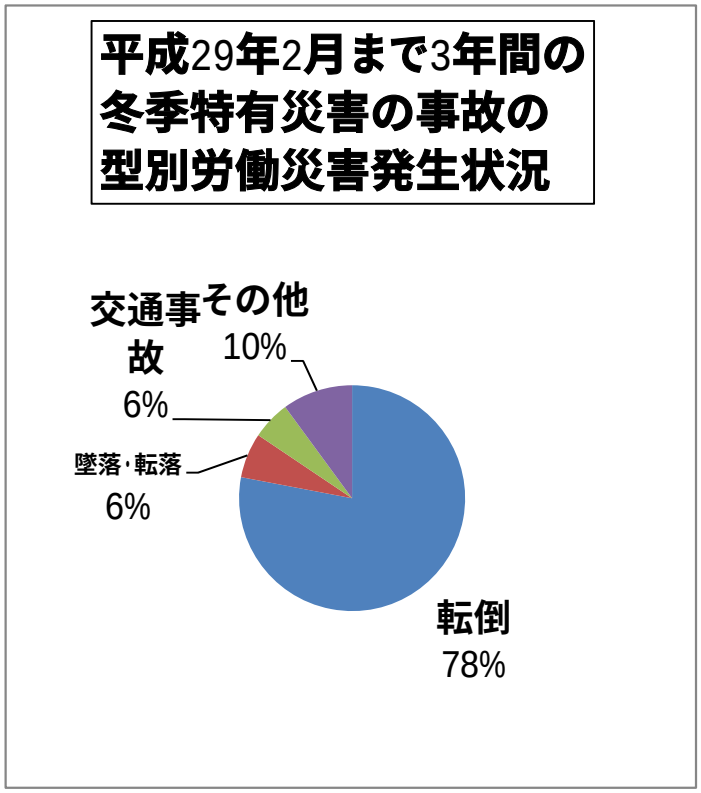
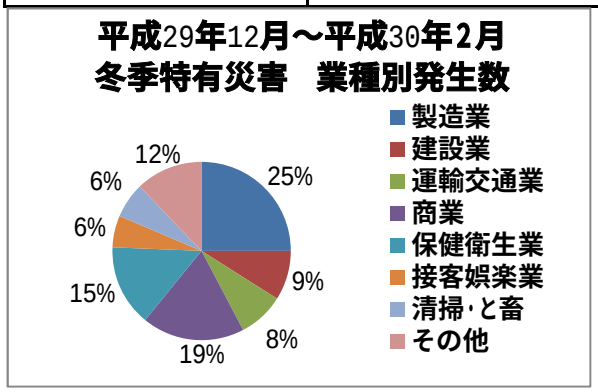
業種	冬季特有災害発生数（平成29年12月～平成30年2月）
製造業	39
建設業	14
運輸交通業	13
商業（小売業など）	29
保健衛生業（病院・社会福祉施設など）	23
接客娯楽業（飲食店など）	9
清掃・と畜（ビルメンテナンスなど）	10
その他	19
合計	156